経済産業省

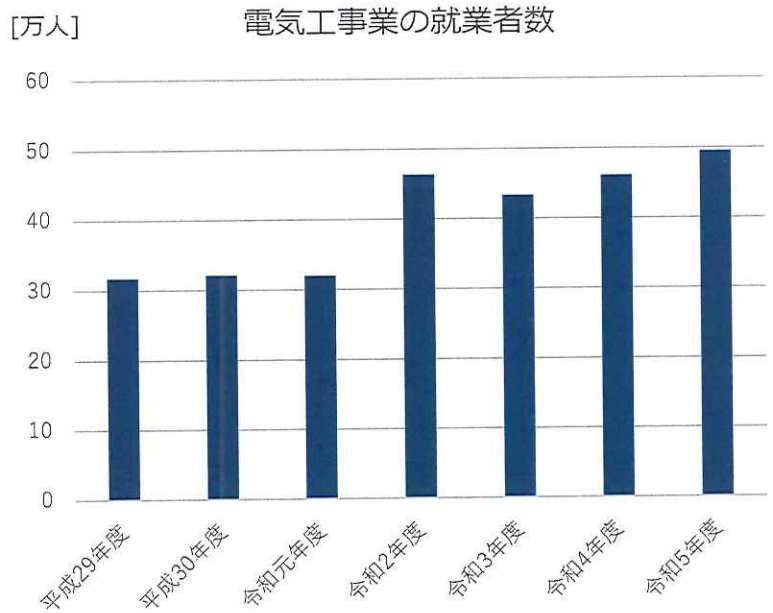
最近の電気工事に係る改正状況

令和７年１２月５日
経済産業省
大臣官房産業保安・安全グループ
電力安全課

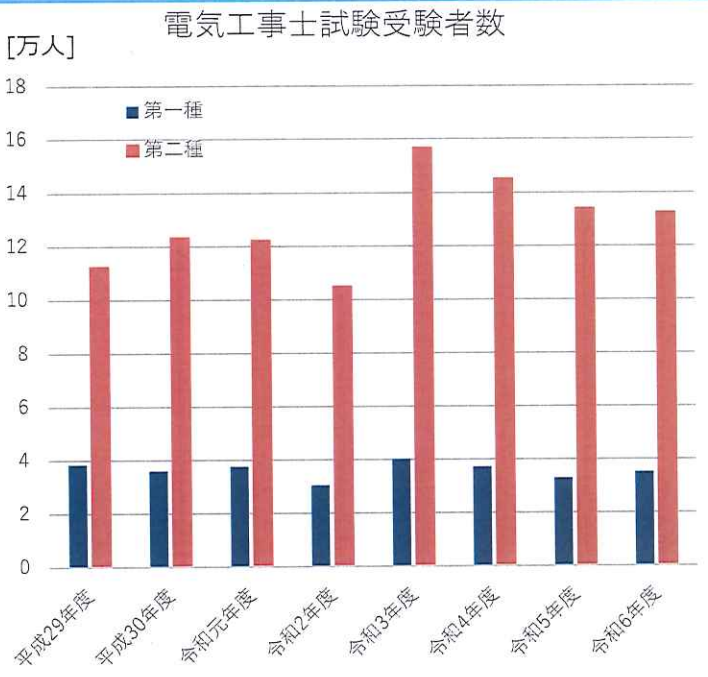
電気工事業界の足下の状況

- **電気工事業における就業者数**は、令和５年度に**約５０万人**。電気工事業界においては、**担い手不足を懸念する声**あり。
- こうした状況を踏まえ、**電気工事士試験にCBT※方式を導入**し、**試験日程や試験会場数を大幅に拡充**するなど、電気工事士の確保に向けた取組を推進。

※ Computer Based Testing



※ 令和２年度以降は調査未回答者分の補正が行われており、前年までの集計値と差異が生じている。
資料：国土交通省「建設工事施工統計調査報告」より作成



資料：一般社団法人電気技術者試験センター公表値を基に作成

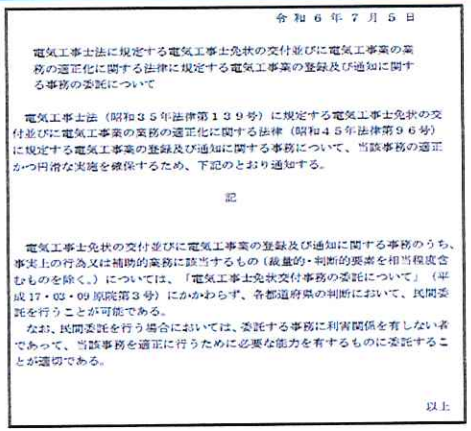
電気工事士試験の受験機会の拡大

- **電気工事業界**においても**担い手不足を懸念する声**あり。
- **平成30年度**から、**第二種試験を年２回化**するとともに、**令和５年度**から、**CBT方式を導入**。さらに、**令和６年度には、第一種試験の年２回化、学科試験免除により受験可能な技能試験の回数を増加**し、**受験機会を拡大**。

	第一種電気工事士試験	第二種電気工事士試験
～平成29年度	筆記：年１回	筆記：年１回
平成30年度～	↓	筆記：**年２回**
令和４年度	↓	↓
令和５年度	筆記：年１回　全国約70会場 又は **CBT：年１回**（**18日間**から受験日を選択） **全国約200会場**	筆記：年２回　全国約70会場 又は **CBT：年２回**（**36日間**から受験日を選択） **全国約200会場**
令和６年度～	筆記：年１回　全国約70会場 又は **CBT：年２回**（**57日間**から受験日を選択） 全国約200会場 試験時期： 上期試験（学科:4月、技能:7月） 下期試験（学科:9月、技能:11月）	筆記：年２回　全国約70会場 又は CBT：年２回（36日間から受験日を選択） 全国約200会場 試験時期： 上期試験（学科:4月、技能:7月） 下期試験（学科:9月、技能:12月）

電気工事業登録の都道府県庁業務のアウトソーシング化

- **令和６年７月**に電気工事士免状発行事務の委託と同様な**電気工事業登録事務のアウトソーシング**について、**都道府県庁への通達の発出**。



令和６年７月５日

電気工事士法に規定する電気工事士免状の交付並びに電気工事業の業務の適正化に関する法律に規定する電気工事業の登録及び通知に関する事務の委託について

電気工事士法（昭和３５年法律第１３９号）に規定する電気工事士免状の交付並びに電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和４５年法律第９６号）に規定する電気工事業の登録及び通知に関する事務について、当該事務の適正かつ円滑な実施を確保するため、下記のとおり通知する。

記

電気工事士免状の交付並びに電気工事業の登録及び通知に関する事務のうち、事実上の行為又は補助的業務に該当するもの（裁量的・判断的要素を相当程度含むものを除く。）については、「電気工事士免状交付事務の委託について」（平成17・03・09原院第３号）にかかわらず、各都道府県の判断において、民間委託を行うことが可能である。

なお、民間委託を行う場合においては、委託する事務に利害関係を有しない者であって、当該事務を適正に行うために必要な能力を有するものに委託することが適切である。

以上

電気工事士免状の携帯の範囲の明確化

- 電気工事士法第５条第２項では「**電気工事士免状を携帯していなくてはならない**」となっている。
- **令和６年７月**、電気工事士免状の携帯とは、業務遂行上、支障ない範囲で提示できる状態にあればよい旨**解釈を公表**。

電気工事士法（昭和35年８月１日法律第139号）の逐条解説（抜粋）

なお**「携帯」とは、**電気工事の注文者等から電気工事士免状等の提示の求めがあった際、**業務を遂行するうえで支障がない範囲で提示できる状態**にすることを指す。

電気工事業の標識サイズ縮小について

- **電気工事業の標識のサイズを建設業の現場用標識のサイズに合わせ、令和７年７月３１日に電気工事業法施行規則の改正。**

※ 平成23年12月、**建設業法施行規則の改正**により、**小規模工事の現場において標識の掲示が容易となるよう、建設業の現場用標識のサイズを縮小**（縦４０cm以上×横４０cm以上→縦２５cm以上×横３５cm以上）。

【建設業における現在の標識サイズ】

建設業法

<店舗用>

建設業の許可票			
商号又は名称	株式会社 建設サポート福岡		
代表者の氏名	代表取締役 高松隆史		
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
特定建設業	土木工事業	福岡県知事許可（特－00）第000000号	平成00年00月00日
特定建設業	建築工事業	福岡県知事許可（特－00）第000000号	平成00年00月00日
特定建設業	とび・土工工事業	福岡県知事許可（特－00）第000000号	平成00年00月00日
一般建設業	電気工事業	福岡県知事許可（般－00）第000000号	平成00年00月00日
一般建設業	管工事業	福岡県知事許可（般－00）第000000号	平成00年00月00日
この店舗で営業している建設業	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業		

35cm以上

40cm以上

<工事の現場用>

建設業の許可票		
商号又は名称	株式会社 建設サポート福岡	
代表者の氏名	代表取締役 高松隆史	
主任技術者の氏名	高松 隆史	専任の有無 無
資格名	一級建築施工管理技士	資格者証交付番号 第00000000号
一般建設業又は特定建設業の別	特定	
許可を受けた建設業	建築工事業	
許可番号	福岡県知事許可（般－00）第000000号	
許可年月日	平成００年００月００日	

25cm以上

35cm以上

【電気工事業における標識サイズ（令和７年７月３０日まで）】

工事業法

<営業所及び工事現場用>

登録電気工事業者届出済票	
届出先	神奈川県知事届出 第123456号
届出の年月日	令和10年10月12日
氏名又は名称	株式会社 サンデン電設
代表者の氏名	代表取締役 山本 弘一
営業所の名称	株式会社 サンデン電設
電気工事の種類	一般用電気工作物・自家用電気工作物
主任電気工事士等の氏名	村岡 真男

35cm以上

40cm以上

【電気工事業における標識サイズ（令和７年７月３１日以降）】

工事業法

<営業所及び工事現場用>

登録電気工事業者届出済票	
届出先	神奈川県知事届出 第123456号
届出の年月日	令和10年10月12日
氏名又は名称	株式会社 サンデン電設
代表者の氏名	代表取締役 山本 弘一
営業所の名称	株式会社 サンデン電設
電気工事の種類	一般用電気工作物・自家用電気工作物
主任電気工事士等の氏名	村岡 真男

25cm以上

35cm以上

電気工事士試験の受験手数料の改定

- 第一種及び第二種電気工事士試験の受験手数料について、試験運営のコストと乖離が生じていた。
- 今後の持続的な電気工事士試験の運営のため、**令和７年１１月１４日に電気工事士法施行令の改正**を行い、**受験手数料の額を改定**。
- 改定された受験手数料は令和８年度の試験から適用される。

	通常（郵送申請）		電子申請等	
	平成１９年度～	令和８年度～	平成１９年度～	令和８年度～
第一種電気工事士試験手数料	11,300円	14,400円	10,900円	13,000円
第二種電気工事士試験手数料	9,600円	12,500円	9,300円	11,100円

最近の審議会での議論について

第32回 産業構造審議会
保安・消費生活用製品安全分科会
電力安全小委員会 資料１

暫定版

４－１．PCSの事故予防等に関する対応の方向性

＜PCSの品質管理・保守管理の徹底＞

- メーカーが定める**奨励時期に精密点検や部品交換を実施することの重要性**について、引き続き、**不良事案などを踏まえた注意喚起などを通じて**、設置者に対して**周知徹底を図る**べきではないか。
- 引き続き、PCSに関する**技術基準**、**国際規格**や**系統連系協議における安全確保の実態**等を精査して、最新の知見をもとに、十分な品質確保が図られているか確認を継続していくべきではないか。
- センサによる遠隔監視・温度管理等の**先進的な取組について、技術的妥当性の検証を進める**とともに、業界団体等と連携して先進的な取組について**情報発信を強化していく**べきではないか。

＜行政機関の分析能力向上＞

- **再エネ設備は、PCSや太陽光パネルなどのモジュール型の機器の統合体**であり、原因究明と再発防止を円滑に行うため、**製造者の協力を前提に、NITEや民間専門機関の更なる協力を得て、個々の機器に対する行政の分析能力を向上させていくことも重要ではないか。**

※ 2025年５月２日、秋田新屋浜風力発電所（1990kW×１基（Enercon社製））で発生したブレードの落下事故についても、原因究明を進め、その結果を踏まえ政府として必要な安全対策を検討していく。

＜製造者等の関係事業者の協力を得るための制度整備＞

- **電気事業法上の保安責任は設置者**にあり、原因究明とそれを踏まえた保安の確保は設置者による実施が前提だが、設置者の責任を貫徹する観点から、**必要に応じ、円滑に原因を究明し保安の確保を図るため、製造者等の関係事業者の協力を得られる**ようにしてはどうか。
- 製造者の協力を得て、**事故が製品に起因すると判明した場合、国から必要に応じて、設置者に対して保安管理の見直しを指導するとともに、設置者が技術基準適合義務を遵守できるよう、製造者に対して改善等の協力を求める**ことも必要ではないか。
- **製造者が外国法人である場合**や、**設置者・製造者間の契約実態が関連する場合**についても、**製造者の協力を得られるよう、具体的な検討を進めるべきではないか。**